

医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認について、下記の整備を行っています。

- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

令和6年6月1日より、下記の通り医療情報取得加算として診療報酬点数を算定いたします。

区分	加算区分	加算要件	点数
初診	加算1 (月1回)	健康保険証にて資格確認を行った場合	3点
		マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合	
初診	加算2 (月1回)	マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合	1点
		他の医療機関から診療情報提供を受けた場合	
再診	加算3 (3ヶ月に1回)	健康保険証にて資格確認を行った場合	2点
		マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合	
再診	加算4 (3ヶ月に1回)	マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合	1点
		他の医療機関から診療情報提供を受けた場合	

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用する為マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願い致します。

浜松市国民健康保険佐久間病院 院長